令和2年宇治田原町総務建設常任委員会

令和2年12月10日 午前10時開議

議事日程

日程第1 付託議案審査

議案第93号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の 数の増加及び京都府市町村職員退職手当組合規約の変更に ついて

- 日程第2 第3四半期の事業執行状況について
 - ○総務課所管
 - ○企画財政課所管
 - ○税住民課所管
- 日程第3 付託議案審査

議案第92号 宇治田原町インターチェンジ周辺環境保全特別用途地区条 例の一部を改正する条例を制定するについて

- 日程第4 第3四半期の事業執行状況について
 - ○建設環境課所管
 - ○まちづくり推進課所管
 - ○産業観光課所管
 - ○上下水道課所管
- 日程第5 各課所管事項報告について
 - ○まちづくり推進課所管
 - ・公共交通利用推進事業について
- 日程第6 その他
- 1. 出席委員

委員長 7番 藤本英樹 委員 山 本 副委員長 4番 精 委員 2番 原田周一 委員 6番 上 野 雅 央 委員 10番 榎 木 憲 法 委員

12番 谷口 整 委員

- 1. 欠席委員 なし
- 1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副	田丁	長	Щ	下	康	之	君
都市	整備 政策	監	星	野	欽	也	君
総 務	担 当 理	事	奥	谷		明	君
	类担当理事事 上下水道課		垣	内	清	文	君
総	第 課	長	青	Щ	公	紀	君
総務訓	果 課 長 補	佐	中	村	浩	$\vec{=}$	君
総務訓	果 課 長 補	佐	田	村		徹	君
企 画	財 政 課	長	村	Щ	和	弘	君
企画財	政課課長補	i 佐	中	地	智	之	君
税 住	民 課	長	馬	場		浩	君
税住民	課課長補	佐	小	Ш	英	人	君
建設	環境課	長	谷	出		智	君
長事務作	くり推進 大理兼まちつ 課課長補	づく	下	岡	浩	喜	君
まちづ課 具		課佐	岡	﨑	_	男	君
産 業	観 光 課	長	木	原	浩	_	君
産業観	光課課長補	i 佐	廣	島	尚	夫	君
上下水	道課課長補	i 佐	垣	内	紀	男	君
会計管理	里者兼会計調	長	長谷	. JII	みど	り	君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

 事 務 局 長
 矢 野 里 志 君

 庶 務 係 長
 太 田 智 子 君

開 会 午前10時00分

○委員長(藤本英樹) 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本委員会は、12月3日の開会日に上程され、付託されました議案第92号、議案第93号の2議案及び第3四半期の事業執行状況、並びに所管事項報告につきまして、お手元に配付しておりました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局より、資料につきましてもお手元に配付しておりますので、ご確認願います。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査 を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ありがとうございます。

ここで、理事者からご挨拶をお願いいたします。山下副町長。

○副町長(山下康之) 皆様、改めましておはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

藤本委員長、また山本副委員長のもと、よろしくお願い申し上げたいと思います。

また、議会のほうも構成されましてからの初めての常任委員会ということでもございますので、いろいろとよろしくお願い申し上げたいと思います。

まず、開会にあたりまして一言ご挨拶よりもお詫びを申し上げていきたいというよう に思っております。

12月8日に本町の総務課付けの理事の光嶋が官製談合防止法違反の容疑で逮捕されたということが発生いたしまして本当に申し訳ない中で、特に当人は職員を管理、あるいはまた監督する立場にいる幹部職員で、このような逮捕になったということにつきましては、本当に委員の皆様はじめ、住民の皆様方に信頼を大きく損なうものでありました。大変申し訳ないというふうに思っております。我々につきましても、こうした任命をしてきたという責任は重大だというふうに認識しているところでございます。

また、そうした中、昨日も朝8時から本町の所属長以上を緊急に招集いたしまして、 本当に今後二度と不祥事が起こらない、今回の事案についても含めまして、今後の職員 の一層の綱紀の保持と公務員倫理の向上、さらには管理体制、そういったことの強化に 努めて、町政の信頼回復に全力で取り組んでいきたいということを合わせまして、警察のほうの対応についてもしっかりしていくというように思っているところでございまして、二度と起こさないようにしていきたいというふうに思っているところでございまして、大変こうした事案が起きたことに対しまして、本当に申し訳なく思っているところでございます。

そうした中、議会のほうにおかれましても、昨日も全員協議会のほうも開催をいただきまして、議会のほうからも入札参加者に対して指名停止等のペナルティーを科す必要があるのではと、こういったご指摘もいただいている中におきまして、本町の政策監より、本日入札制度等の検討委員会を開催し、対応を協議すると、そういったことを全員協議会の中で答弁をさせていただいたところでございまして、早速昨日の午後4時半より開催をいたしたところでございまして、町としても事実確認を行うとともに、また本町の顧問弁護士とそうしたことを法的整理をした上で宇治田原町指名競争入札参加者指名停止に関するそういった要綱に基きまして対応を決定することといたしました。

このため、現在、これはこの所管の関係だけやなしに、もう一つの文教厚生、明日お願いをいたしておりますけれども、そこでも同じように申し上げようと思っているんですけれども、現在実施予定の建築土木工事に係る入札については、この結論を出すまでの間は入札を中止ということといたしまして、入札中止の文書を発出していくと、このようにも至ったところでございまして、この事業につきまして、令和2年度の事業はまだたくさんございますので、年度内での工事の完成、これらも考えながら早急に取り組んでいきたいというように思っているところでございまして、そういった中で、また後ほどご報告申し上げる各課の事業執行状況、これにおける建築土木工事の係る入札予定を見送るということですので、その辺についても、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

また、今後の入札制度については、第三者等による委員会を立ち上げまして検討していくこととなりますけれども、まずは京都府等との対応方法についてご教示をいただきながら進めたいというように思っております。

今後の入札制度等検討委員会や、第三者等の委員会の経過等につきましては、昨日議会のほうでも設置をいただきました重大事件等調査特別委員会、こういったところでも随時ご報告をさせていただきたい、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいというように思います。

改めまして、先ほどちょっと申し上げましたけれども、この委員会が初めてでござい

ますので、ここでちょっとお時間をいただきまして、この委員会に出席をいたしております課長以上につきましてはもう既に本会議でご紹介させていただいておりますけれども、お許しをいただきまして、また事務代理も含んだ中で、課長補佐級の職員についてご紹介をさせていただきたいというふうに思っております。

まず初めに、総務課課長補佐の中村浩二でございます。

- ○総務課課長補佐(中村浩二) 総務課の中村です。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○副町長(山下康之) 続きまして、同じく総務課課長補佐の田村徹でございます。
- ○総務課課長補佐(田村 徹) 総務課の田村徹です。よろしくお願いいたします。
- ○副町長(山下康之) 続きまして、企画財政課課長補佐の中地智之でございます。
- ○企画財政課課長補佐(中地智之) 企画財政課の中地です。よろしくお願いいたします。
- ○副町長(山下康之) 続きまして、税住民課課長補佐の小川英人でございます。
- ○税住民課課長補佐(小川英人) 税住民課の小川です。よろしくお願いいたします。
- ○副町長(山下康之) 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、この委員会について、付託議案審査が2件と、それから第3四半期の事業執行状況、また、各課のほうから所管事項のご報告をさせていただくと、こういうようになっております。最後までよろしくご審査を賜りまして、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、開会にあたりましてのお詫び、またお願いのご挨拶にさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。以上でございます。

○委員長(藤本英樹) ありがとうございました。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本 日の総務建設常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について。

議案第93号、京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及 び京都府市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。青山総務課長。

○総務課長(青山公紀) それでは、改めまして、皆さんおはようございます。

議案第93号ということで、京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都府市町村職員退職手当組合規約の変更についてということで、ご説明をさせていただきます。

これにつきましては、令和3年4月1日から京都府市町村職員退職手当組合に相楽東

部広域連合を加入させていただくということで京都府市町村職員退職手当組合の規約を 変更いたしたく、上程させていただくものでございます。

組合規約を変更することにつきましては、地方自治法の290条の規定によりまして 議会の議決を必要としていることから上程をさせていただいております。

現在、相楽東部広域連合につきましては、笠置町、和東町、南山城村で組織されておりまして、そこで3つの自治体がまとめて、例えば教育委員会の設置や、あとそれぞれ各市町村で行っている広報紙とか福祉とか廃棄物など、そういったところの事務がここで合わせてされておりまして、ここの職員の退職手当の支払いについては相楽東部広域連合へ派遣されている元の自治体が手当の負担をしておられるというところでございますけれども、今後、新たに京都府から、教育委員会のほうから割愛の職員やプロパー職員などの採用とかも考えておられるというようなことで、現在独自条例によりまして対応しておられるんですけれども、スケールメリットを活かせるような形で、この京都府市町村職員退職手当組合に加入したいということで、今回出させていただいているものでございます。

簡単ではございますけれども、以上で説明とさせていただきます。

○委員長(藤本英樹) 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようですので、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入り多いと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 異議なしと認めます。

議案第93号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(藤本英樹) 挙手全員。よって議案第93号、京都府市町村職員退職手当組合 を組織する地方公共団体の数の増加及び京都府市町村職員退職手当組合規約の変更につ いては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

日程第2、各課所管に係ります第3四半期の事業執行状況についてを議題といたします。

今回の改選によりまして委員会構成が変更となったことから、改めて第3四半期の事業執行状況を報告いただくこととしておりますので、ご了承願いたいと思います。

まず、総務課所管について説明を求めます。青山総務課長。

○総務課長(青山公紀) それでは、引き続きまして、まず総務課のほうから所管分とい うことで、事業執行状況のご説明をさせていただきたいと思います。

まず1番目、新庁舎記念式典開催事業費ということでございます。これにつきましては予算額142万9,000円。これにつきましては令和2年の5月末をもって庁舎完了できまして、皆様方のおかげをもちまして7月11日に竣工式、7月12日に内覧会というような形、7月27日に開庁式をさせていただいたところでございます。

続きまして、2番目の情報伝達システム整備事業費でございます。予算額4,277万4,000円でございます。これにつきましても、今年度は新庁舎周辺、それと湯屋谷、銘城台、緑苑坂というところで工事を予定しまして、令和2年の9月末をもって完了をさせていただいておるところでございます。これにつきましては、平成30年度から工事を進めさせていただきまして、今回も含めて20カ所整備させていただいたところでございます。

続きまして、3番目の自主防災組織支援事業費でございます。これにつきましては予算額208万2,000円というところで各自主防災組織の安心安全活動の補助金というところで年間を通じて受付をさせていただいて補助金を出させていただいておるところでございます。これまで11月末まででございますけれども、3つの区のほうから申請をいただいておる状況でございます。

続きまして、4番目、多機能消防資機材整備事業費でございます。これにつきましては884万3,000円の予算額でございまして、これにつきましては多機能型の消防車両ということで、第2分団第5部緑苑坂支部の小型のポンプ車の更新を予定しております。現在、発注して、物を制作していただいておるところでございます。合わせて、AEDの更新ということで銘城台と郷之口、緑苑坂というところで、これにつきましては事業が完了しておるところでございます。

続きまして、5番目の特別定額給付金事業費でございます。これにつきましては、 5月補正をいただきまして予算額9億4,800万円というところで、これにつきましても令和2年8月24日をもって終了とさせていただき、対象世帯が3,797世帯、 実績が3,786世帯で、人口でいきますと対象が9,217人です。これに対して実績が9,205人というところで、99.87%交付されて給付されたということでございます。

続きまして、6番目、災害時避難所物資整備事業費でございます。予算額につきましては、177万円というところでございます。6月補正をいただいたものでございます。 これにつきましては、現在様々な物資を購入しておりまして、例えば消毒液、パーティション、扇風機、段ボールベッドなど、随時購入をさせていただいておるところでございます。

続きまして、次ページでございます。7番目、新庁舎建設事業費、予算額2億55万6,000円、それと繰り越し分併せて1,815万円というところでございます。これにつきましては、新庁舎の完了ということで、6月をもって完了をさせていただいております。

続きまして、8番目、同じく新庁舎の環境整備事業費というところで、中の物品とか 備品等の整備ということで予算額1億4,678万7,000円ということで、これに つきましても7月末をもって完了させていただいておるところでございます。

簡単ですけれども、以上で説明とさせていただきます。

- ○委員長(藤本英樹) 説明が終わりました。これより質疑を行います。 質疑のある方は挙手願います。原田委員。
- ○委員(原田周一) 過去いろいろ質問が出ていたと思うんですが、まず2番の情報伝達システムということなんですが、今回新庁舎、湯屋谷、銘城台、緑苑坂ということでほぼ完了したということなんですが、これで町内のカバー率というんですが、要は、どれぐらいの範囲までこの放送によって伝達、聞こえにくいとかというのはまあまあ場所によってはあると思うんですけれども、一応役場のほうで行政としてつかんでおられるカバー率、これは町内のどれぐらいのカバー率というふうにお考えなんでしょうか。
- ○委員長(藤本英樹) 青山課長。
- ○総務課長(青山公紀) ただいまのご質問ですけれども、一応住宅が建っているその周 辺で行くとほぼカバーできているかなと今思っておるところでございます。
- ○委員長(藤本英樹) 原田委員。
- ○委員(原田周一) ほぼというのは100%と捉えていていいのですか。
- ○委員長(藤本英樹) 青山課長。
- ○総務課長(青山公紀) 一応100%と言われると、そこは微妙なところかも分かりま

せんけれども、一応今あるところにつきましては、カバーできているかなと思っております。

- ○委員長 (藤本英樹) 原田委員。
- ○委員(原田周一) これは従来から広報車でやられて、いろいろ情報伝達にはこうして整備していっていただいているんですけれども、できる限り100%というあれを目指していただいて、これを有効に使えるような方法、広報、防災だけではなくて、そういうことを含めてぜひ検討をお願いしておきたいと。やっぱりこれだけの大きなお金なんで、有効に使っていただきたいということです。

それと、5番。よろしいですか、続いて。

- ○委員長(藤本英樹) はい、どうぞ。
- ○委員(原田周一) 5番の特別定額給付金なんですけれども、9,217人に対して実績が9,205人ということなんですが、この差は受け取っておられない方というのは、何か自己申告みたいな何かそういうような理由いうんですか、それなりのことがあったんでしょうか。
- ○委員長 (藤本英樹) 青山課長。
- ○総務課長(青山公紀) この12名の方につきましては、主に外国人の方、あとそれと申請してこられなかったというところで12名の方が残っておられるような状況でございます。
- ○委員長(藤本英樹) 原田委員。
- ○委員(原田周一) ちょっとよく分からなかったですが、外国人と、それから連絡が取れないということ。
- ○委員長 (藤本英樹) 奥谷理事。
- ○総務担当理事(奥谷 明) ただいまの説明でございますが、主に外国人の方で既に帰 国されておられないという方であったりとか、住民票はあるんだけれども、居所不明と いうような方が主という理由でございます。以上でございます。
- ○委員長(藤本英樹) 原田委員。
- ○委員(原田周一) ということは、そこまで一応追及いうか、追跡いうんですか、された結果いうことですね。そういう理解でいいわけですね。ということは、ほぼ100% 連絡は取り合うて給付したという理解でよろしいんでしょうか。
- ○委員長(藤本英樹) 奥谷理事。
- ○総務担当理事(奥谷 明) おっしゃるとおりでございまして、私どもといたしまして

も、数度、何度と郵送させていただいたりとか知り得る範囲で直接確認をした結果、最 終的にこのような状態になったということでございます。

- ○委員(原田周一) ありがとうございます。以上です。
- ○委員長(藤本英樹) ほかにございませんか。谷口委員。
- ○委員(谷口 整) 先ほど、原田委員のほうからも情報伝達システムの整備事業を聞かれていました。まだ先般の一般質問でもこのことが出ておりましたけれども、30年度から3カ年かけて、町内で20カ所で整備をされたと。で、一応整備は完了。先ほどの答弁では、ほぼ町内の住宅地はカバーできたと、で、それはそれでいいんですけれども、これがカバーはできているけれども、情報が正確に伝わっているかどうか、その辺はどのように考えておられますか。
- ○委員長 (藤本英樹) 青山課長。
- ○総務課長(青山公紀) ただいまのご質問ですけれども、やはりほぼ整備はできている というものの、やはり住民さんの中には聞こえにくいとか分からなかったという、そう いうようなお声はお聞きしているところでございます。
- ○委員長(藤本英樹) 谷口委員。
- ○委員(谷口 整) 情報が伝わる、伝わらないは、窓を開けている、開けていない、はたまた雨が降っている、降っていない、いろんなことで状況は変わると思うんですけれども、3年間の総額で億以上のかなりの金額をかけて整備をされているんですけれども、結果として情報が伝わらなかったら幾らかはできていても伝わらなかったら、情報不伝達システムですよね、言葉を変えれば。

そんな中で、この情報をきちっとある程度、一番緊急で伝えないかんのは、大雨等の中で避難準備、避難勧告、避難指示、これらが非常に重要になると思うんですよ。大雨が降っていて、窓を閉めていて、それが何か放送はしとるなと、分かるところはいいですけれども、恐らく分からんところもあるんで、なかなか分かりにくいところがあると思うんで、そこで一つ提案をしたいんですけれども、このシステムを使って信号化した放送、例えば消防の各器具庫に半鐘がありますよね。それで半鐘のたたき方というのが掲示されています。連打をすれば何々だと、一つおきだったら何々と。それと一緒で、例えば緊急の避難準備やったら、例えばツーっという音を何回か発するとか、避難勧告になればツーツーとか、音なら聞こえるんですよ。だから、そういうことをしないと、せっかく金かけた伝達情報システムが活きてきいひんと思うんです。天気のいい日の、例えば選挙のお知らせとかやったら、それは多分ある程度は伝わるでしょうけれど

も、やっぱり一番大事な緊急時の情報の伝え方、信号化によって音なら聞こえるんで、 使うというような活用化もあると思うんですけれども、いかがでしょうか。

- ○委員長 (藤本英樹) 青山課長。
- ○総務課長(青山公紀) ただいまのご質問ですけれども、やはり先ほども申し上げましたけれども、なかなか聞き取りにくいとか、分からないというところがございました。そのため、少しシステムについても検討させていただきまして、サイレン音例えば今ですとピンポンパンとか、そういうような音ですので、そういったことが分かりにくいということでよく鳴っているサイレン音ですね、ああいうものを流させていただくような形で、一応それは入れさせていただいたんです。ところが、今年はおかげといったらおかしいですけれども、災害とかが特にあんまりなかったんで、使う頻度も少なかったんで、住民の方にもなかなか周知はできていなかったというふうなところでございます。

また、今ご提案いただきました信号音につきましても、やはりシステム上、大体1回35秒ぐらいのものしか入らないので、なかなかそこを信号をうまいこと入れにくいというような状況もございます。そういったことから、まずサイレン音を、そういったものを流すときに入れさせていただきまして、そういったものもこれからサイレンも鳴らさせていただきますというようなことも周知徹底させていただいて、ぜひそういう形で今ちょっと考えていきたいなと思っているところでございます。

- ○委員長(藤本英樹) 谷口委員。
- ○委員(谷口整) システムを改良するのには、多少はお金がかかるかもしれませんけれども、先ほども申し上げましたように、億以上のイニシャル投資していますんで、やっぱりそこをもう少し金をかけてでも先ほど言うたような信号で知らせるというやり方、サイレン音もいいですよ。サイレン音はサイレンを何回かの分け方によって信号化するというのは難しいと思うんで、また別の方法で確実にそういう情報が伝わる、そのシステムを構築してほしいなというふうに思いますんで、早々に検討いただきたい、そのことを申し上げておきます。
- ○委員長(藤本英樹) ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(藤本英樹) ないようですので、総務課所管の質疑を終了いたします。 次に、企画財政課所管について説明を求めます。村山企画財政課長。
- ○企画財政課長(村山和弘) それでは、企画財政課所管の事業執行状況、令和2年度第 3四半期についてご説明を申し上げます。

まず1件目、役場庁舎跡地整備事業費でございます。次期以降の予定等に記載をさせていただいておりますように、今年度に予定しておりましたアスベスト調査は、解体工事の実施設計と同時に実施するとともに、底地整理は建物解体後に実施するということにいたしまして、いずれも次年度へ先送りすることとしております。

第3四半期につきましては、10月26日に次年度の実施設計の入札へ向け、専門家による技術支援の委託契約を締結したところでございます。

次に2つ目、ふるさと納税事業費でございます。ふるさとチョイス、さとふる、楽天、ANAほか、全部で11のポータルサイトにおきまして特産品の周知、寄附金の受付を 行っているところでございます。

なお、11月末現在のふるさと納税件数は2,890件、寄附額といたしましては4,440万円余りとなっております。ちなみに、昨年の同じ11月末現在と比較いたしますと約1.6倍となっているところでございます。

以上、企画財政課所管の事業執行状況についての説明とさせていただきます。

- ○委員長(藤本英樹) 説明が終わりました。これより質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。谷口委員。
- ○委員(谷口 整) ちょっとこの主要事項には上がっていないんですけれども、企画財 政課の業務でお聞きをしたいと思います。

先ほど、副町長の挨拶で、昨日、入札等検討委員会が開かれ、今後、当面入札が予定されている部分については、ちょっとその指名の関係もあるんで、入札の見送りを決定したということだったんですけれども、緊急を要するような工事等があろうかと思うんです。まして12月の段階で、今入札をせえへんかったら、これ年度内に完成は今でも厳しいと思うんで、それで入札見送りを決定された事業はどんなものがありますか。

- ○委員長 (藤本英樹) 村山課長。
- ○企画財政課長(村山和弘) まず、昨日の検討委員会におきましては、一時保育施設等の建設工事に関わった業者が4社ございますけれども、その業者が関係する建築工事や土木工事ということで、今後の予定を調査いたしますと、まず下水道の関係、立川6−1地区面整備工事及び6−1地区水道管受託工事と、林道大峰線道路改良工事、そして末山・くつわ池自然公園施設整備工事、それと保育所の園庭整備の工事等が関係しているというふうに一応調査はしております。
- ○委員長(藤本英樹) 谷口委員。
- ○委員(谷口 整) 私が聞いたのは、それじゃなく、入札の見送りを決定したという挨

拶があったように聞いたんで、何か今後の入札の見送りをしたんかということを聞いたんやけれども、昨日の入札検討委員会の中身の答弁をいただいて。それがその一時保育に関わった4社が云々ということやけれども、ちょっと私が理解し間違うたかも知りませんけれども、先ほど言われた下水なり林道なり、それを入札しようとしていたけれども、その4社を指名しようとしていたんで見送ったと、こういうことなんですか。

(「そのとおりです」と呼ぶ者あり)

- ○委員(谷口 整) そういうことやった。ちょっと私が勘違いしました。 4つの事業を見送ったと。それでは次に、この事業の執行に係る影響はどうなんですか。
- ○委員長(藤本英樹) 村山課長。
- ○企画財政課長(村山和弘) 全て補助金、交付金等が関係しておりますので、例えば地 方創生の交付金を使ったり、コロナの臨時交付金を使って本年度中に本来なら実施しな ければならないというふうな事業が数多くございますので、これがズルズルといってし まって、入札がこれ以上遅れるということになれば、年度内に完了しないということが 発生する可能性もございますので、できる限り早く結論を出して、もちろん議会にも報 告させていただく中で入札の執行にかかっていきたいというふうには考えているところ でございます。
- ○委員長(藤本英樹) 谷口委員。
- ○委員(谷口 整) 今回の事件が絡んで、さらに町の事業の執行に影響を及ぼすという ことは、これ以上町のダメージを受けることはないと思うんで、避けないかんことやと 思うんですけれども、ならばその4社が関わりがあるんで、取りあえず暫定的に外すと いうならば、ほかの業者で入札する方法もあるん違いますか、そこはどうなんですか。
- ○委員長(藤本英樹) 村山課長。
- ○企画財政課長(村山和弘) 昨日の検討委員会では、その4社を外してするどうのこう のというところまでは出なかったんですが、もちろん今後、京都府等も相談をさせてい ただく中で、こういう談合関係が発生して、第三者等委員会を設置されたというふうな 町もございます。そういったところにまた助言を求めながらも、今後入札等検討委員会 を何回も開催する中で、そして第三者等委員会も早急に立ち上げまして、その辺で協議 をして、できる限り早く進められるようにということで、繰り返し委員会のほうを開催 して進めていきたいというふうに考えております。
- ○委員長(藤本英樹) 谷口委員。

○委員(谷口 整) 京都府と相談されるのもいいですけれども、これはやっぱり町の問題ですよね、まずはね。町がどうするか、裏を返せば、入札に参加できる業者がそれだけいないということなんでしょう、そこは。だから、やっぱり災害等いろんなことを考えたときに、地元の業者をもっと育成をして、やはりその地元の業者が災害とかのときには一番先に応援を求められるんですよ。だから、建設業協会からも要望出ていますように、やっぱりもっと地元の業者を増やす努力、それもしていかなあかんと思うし、今回の件はそのことによって影響が出て、補助金の関係が微妙やという答弁もあったんやけれども、やっぱりそこは極力影響を及ぼさんようにしようとするならば、何も今回に限って4社が入れるか、入れられないかまだ判断できないということならば、ほかの業者を使って事業をするという手もあるんで、いろんな手法を考えて、やはり町の今後の事業に影響を及ぼすことのないように、しっかりと考えていただきたい、そのことは申し上げておきます。

次に、もう一点、それもこれに関連してなんですけれども、今回の事件、入札絡みの事件ですよね。だから、町の入札制度にいろいろ課題もあるのを私も存じているし、私も疑問に思っている部分もあります。そんな中で、今、第三者委員会を立ち上げて検討するということですけれども、今入札の担当課なりで、想定される今回の事件に絡む課題点、今思うことがあればおっしゃってください。

- ○委員長 (藤本英樹) 村山課長。
- ○企画財政課長(村山和弘) 先日、9月定例会の本会議でも建設業協会等からの要望書ということでも出されておりましたけれども、電子入札、こちらをうちのほうは進めてはいるんですけれども、なかなか町内の全ての業者が整っているというふうな状況にもございません。そんな中で、建設業協会ともいろいろ相談もしながら、電子入札を進めることによって、こういった事件は少しでも防げるんじゃないかというふうにまず考えるところが一つでございます。

そして、予定価格、また最低制限価格の公表といった部分になりますけれども、うちのほうは今のところ、そちらについては事後公表という形で進めさせていただいているところでございます。それが府内には全く公表されていないところもございますし、事前公表をされているところもございます。そういった中、京都府では、今事前公表されているんですけれども、事後公表の試行実施に向けてということで、今、され始めたところでございます。事前公表しますと、全く競争せずにして、最低制限価格で札を入れられると、全て抽選ということも考えられますし、また、予定価格ぎりぎりで入札して

高止まりするということもございますので、こちらを事前にするか、また事後のままでいくかということについては、今後の入札制度等検討委員会においても、十分に議論、協議していかなければならないというふうに考えているところでございます。

また、他にはこういった情報が漏れてしまったというのは、決裁の回し方であるとか、 もちろんコンプライアンス上の問題であるとは思いますけれども、そういったところも 含めて入札制度等検討委員会、そして第三者等委員会において、十分な検討を行いまし て、そしてまたその結果等につきましては、昨日副町長の話にもありましたけれども、 昨日設置されました重大事件等調査特別委員会においてしっかりと報告をさせていただ きたいというふうに考えているところでございます。

- ○委員長(藤本英樹) 谷口委員。
- ○委員(谷口整)当然、議会のほうにはそういう形で報告をしてもらうことになるんですけれども、先ほど入札見送り云々、挨拶に絡んでちょっと入札制度の課題等を聞かせていただきました。確かに、今、課長が言われたように、これは公表しても公表せんかっても、談合は防げるかいうたら、これは防ぎようがないと思います。がしかし、公表することによって、職員が収賄なり今回のようなことで職員が逮捕されるということ、これは防げます。予定価格なり最低制限価格の公表がええんかどうかいうのは、そこは議論のあるところやけれども、今、課長が言われたようにいろいろと入札制度については課題があるんで、私もこの間、電子入札推進という立場でずっと言うてきましたけれども、いろいろと課題がある部分について、これをしっかりと検証して、今想定されるいい形、ベストな方法を考えてもらいたいということは申し上げておきます。以上です。
- ○委員長(藤本英樹) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(藤本英樹) ないようですので、企画財政課所管の質疑を終了いたします。 次に、税住民課所管について説明を求めます。馬場税住民課長。
- ○税住民課長(馬場 浩) それでは、税住民課所管分の事業執行状況につきましてご説明をさせていただきます。

資料4ページでございます。

オリジナルナンバープレート事業費、予算額が128万5,000円となってございます。オリジナルナンバープレートにつきましては、7月よりデザイン案の作成を行っておりまして、11月までに3案のデザイン案を作成いたしました。11月からデザイ

ン案の選考ということで、11月号の町民の窓にチラシを挟み込み、住民アンケートを 行わせていただきました。また、先日には、維孝館中学校の全生徒に投票形式によるア ンケートを行ったところでございます。

今後の予定といたしましては、プレートを発注し、まず試作品を作成いたします。試作品の完成をもって3月号の広報紙等により、決定したオリジナルナンバーの発表をさせていただきたいと考えておるところでございます。3月1日の発表に至りますまでに、議員の皆様方には事前にご報告をさせていただきたいと考えているところでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以降、町ホームページなどを活用し、新プレートの周知、広報に努め、新プレートの 交付につきましては、令和3年4月2日より行ってまいりたいと考えておるところでご ざいます。

簡単ですが、以上でございます。

○委員長(藤本英樹) 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようですので、税住民課所管の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に関わります第3四半期の事業執行状況についてを終 了いたします。

これで日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び第3四半期の 事業執行状況についてを終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手 願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 当局から何かございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようでございますので、これでただいま出席の所管に係る事項を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前10時47分

○委員長(藤本英樹) 休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、建設事業所管に係る事項について進めてまいりたいと思います。

先ほどと同じく、職員の紹介をお願いいたします。副町長。

○副町長(山下康之) それでは、私のほうから、この委員会に出席させていただいている職員、所管について紹介させていただきます。

まず、まちづくり推進課課長補佐の岡崎一男でございます。

- ○まちづくり推進課課長補佐(岡崎一男) 岡崎です。どうぞよろしくお願いします。
- ○副町長(山下康之) 続きまして、産業観光課課長補佐の廣島尚夫でございます。
- ○産業観光課課長補佐(廣島尚夫) 廣島でございます。どうぞよろしくお願いします。
- ○副町長(山下康之) 続きまして、上下水道課課長補佐の垣内紀男でございます。
- ○上下水道課課長補佐(垣内紀男) 垣内でございます。どうぞよろしくお願いします。
- ○副町長(山下康之) 以上でございます。どうぞよろしくお願いします。
- ○委員長(藤本英樹) ありがとうございました。

それでは、日程第3、付託議案審査について。

議案第92号、宇治田原町インターチェンジ周辺環境保全特別用途地区条例の一部を 改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。下岡まちづくり推進課長事務代理。

○まちづくり推進課長事務代理兼まちづくり推進課課長補佐(下岡浩喜) それでは、議 案第92号、宇治田原町インターチェンジ周辺環境保全特別用途地区条例の一部を改正 する条例を制定するにつきましてご説明申し上げます。

宇治田原町インターチェンジ周辺環境保全特別用途地区条例の一部を改正する条例を 制定するにつきましては、建築基準法が一部改正されたことに伴い、項ずれが生じたこ とから所用の改正を行うものでございます。

宇治田原町インターチェンジ周辺環境保全特別用途地区の第1種特別用途地区内及び 第2特別用途地区内の建築制限につきましては、準工業地域を建築制限と、各々条例の 別表第1、別表第2によっております。

建築基準法第48条には、建築物の用途に係る用途地域等について記されておりますが、同条第8項に、田園住居地域が新設されたことによりまして、以下の項について1項ずつ後ろへずれることになりました。準工業地域内建築制限について記した第10項が第11項に改正されました。したがって、法を引用する部分について必要な改正を行うものでございます。以上です。

○委員長(藤本英樹) 説明が終わりました。これより質疑を行います。 質疑のある方は挙手願います。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようでございますので、質疑はこれにて終了し、討論、採決 に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 異議なしと認めます。

議案第92号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(藤本英樹) 挙手全員。よって議案第92号、宇治田原町インターチェンジ周 辺環境保全特別用途地区条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり 可決すべきものと決しました。

以上でただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

先の審査と併せて、以上で今回、総務建設常任委員会へ付託されました2議案の審査 を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって、委員会報告 書を議長宛てに提出をいたします。

以上で本委員会に係ります付託議案審査を終了いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また文教厚生常任委員会に付託されている議案につきましても、12月17日の本会議において討論される方は、討論通告書を12月15日火曜日、午後5時までに議長宛てに提出してください。

日程第4、各課所管に係ります第3四半期の事業執行状況についてを議題といたします。

まず、建設環境課所管について説明を求めます。谷出建設環境課長。

○建設環境課長(谷出 智) 失礼いたします。

それでは、令和2年度の第3四半期分事業執行状況、建設環境課分のご説明をさせて いただきます。

まず1つ目、新市街地連絡道路整備事業費でございます。こちらのほうは、安全で災害に強い道路整備を計画的に進め、新市街地ゾーンと既存集落とを結びます新市街地連

絡道路を整備するものでございます。1つ目、排水対策工事につきましては、3月完了 予定で、鋭意進めているところでございます。

もう一つ、贄田立川線道路工事につきましても、同じく3月完了予定ということで進めているところでございます。

2つ目の事業、町道新設改良事業費でございます。こちらのほうは、住民さんの生活の利便性、安全性、快適性を確保するため、主要地方道の計画的な整備、また各区からの要望を受けた道路整備等を実施しているものでございます。こちらにつきましては、随時工事を発注しているところでございます。

3つ目でございます。道路施設長寿命化修繕事業費でございます。こちらにつきましては、道路施設、橋梁や舗装の計画的な補強、修繕、補修を行い、安全性を確保していくというものでございます。橋梁点検につきましては、3月完了予定で進めております。舗装工事につきましては、11月に入札を行いまして、3月完了予定でこちらも進めているところでございます。3つ目の橋梁工事につきましては、12月発注予定と記載させていただいておりますが、先ほどもあったかと思いますが、延期ということでさせていただいております。

4つ目でございます。交通安全対策事業費でございます。こちらにつきましては、安全灯やカーブミラーを整備していくものでございます。また、今年につきましては9月に補正いただきましたコロナ対策の一つといたしまして、安全で安心な外出環境を整備するというところで住民交流の拠点であります役場新庁舎を中心に、密を避けた夜間でもウォーキング等ができるように南北線に安全灯を設置するという事業を進めているところでございます。

全体の交通安全施設整備につきましては、通年で進めているところでございます。

コロナ対策の南北線の街頭設置につきましては、12月1日に入札を行ったところでございまして3月完了予定で進めているところでございます。以上、ご説明のほうを終わらせていただきます。

- ○委員長(藤本英樹) 説明が終わりました。これより質疑を行います。 質疑ある方は挙手願います。原田委員。
- ○委員(原田周一) 先ほど、ちょっと総務のほうでも入札の延期というような説明もあり、今しがた3番の橋梁工事、この分については延期ということで今あったんですが、 それでは、2番の町道の改良事業、これは随時工事発注予定となっているんですけれども、こちらのほうは延期とか、何かそういったことは発生しないんでしょうか。

- ○委員長(藤本英樹) 谷出課長。
- ○建設環境課長(谷出 智) 現在のところ、発注準備をさせていただいております工事がございませんので、こちらの方で記載する項目はございませんということでこのようなことになっております。ただ、おっしゃるように、今後そういうような入札のほうが出てきた場合には、先ほどご説明させていただいたような形で入札のほうの検討の中でまた考えていくというところでございます。以上です。
- ○委員長 (藤本英樹) 原田委員。
- ○委員(原田周一) 今のお話で、2番に関しては新たに入札が発生することはないという理解でよろしいですね。

それと、贄田立川線3月完了予定ということなんですけれども、工事が進捗度合いで 3月末完了間違いないんでしょうか。

- ○委員長 (藤本英樹) 谷出課長。
- ○建設環境課長(谷出 智) こちらのほうにつきましては、3月完了予定で現在鋭意進めているというところでございます。
- ○委員長 (藤本英樹) 原田委員。
- ○委員(原田周一) 予定で進めているというのはよく分かるんですけれども、遅れはないんでしょうかいうことです。
- ○委員長 (藤本英樹) 谷出課長。
- ○建設環境課長(谷出 智) 現在のところ順調に工事のほうを進めているというふうに報告は受けておりますので、3月完了予定というところでございます。
- ○委員(原田周一) わかりました。結構です。
- ○委員長(藤本英樹) ほかにございませんか。谷口委員。
- ○委員(谷口 整) これもこの主要事項には上がっておりませんけれども、建設環境課の所管事項だと思いますが、先般の一般質問の中のやり取りで、法定外公共物の扱い、これについてのやり取りがあったんですけれども、法定外公共物、これは以前は、里道等国有地、官地という扱いだったんですけれども、近年、権限移譲等で町の財産扱いになったと聞いておりますけれども、それで大概は里道で山の中にあって、実際はほとんど使われていない部分であったり、はたまた先般の質問ではあれが町道がかぶっているということだったんで、まだ多少使われていたのかなと思います。

そこで、今開発等でやられておって、それを境界の確定もせずに開発が進んでいる。 出来上がったら復元しますという答弁やったんですけれども、町の財産である法定外公 共物なおかつ町道の扱いが本当にそういう形でいいんでしょうか。私はちょっとあの答 弁を聞いていまして非常に疑問を感じたんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

- ○委員長(藤本英樹) 谷出課長。
- ○建設環境課長(谷出 智) そちらのご質問に関してでございますが、一般質問のほうで答弁させていただいていますとおり、町道の道路位置関係が完全に不明の状態であったと。また、通行者もいないと。加えまして、維持管理の側面からいえば、繁茂する木を伐採するというところによって通行支障も排除されるというところもございますので、先のご答弁のような形で述べさせていただいたというところでございます。加えまして、こちら町道のほうがあるということで、道路法での占用許可というところが必要になってくる案件ではございますが、この道路法24条というところがございますが、管理者は町、町の承認を受けて道路の工事、維持を行うことができるというのが道路法24条でございますが、道路の施行令第3条においては、軽易な道路維持については道路管理者の承認を受けることを要しないという旨の規定もございます。こうしたことを総合的に考えまして、先のご答弁になったところでございます。いずれにいたしましても、これからも事業地の状況をしっかり確認しながら協議、指導を進めていきたいというふうには考えております。以上でございます。
- ○委員長(藤本英樹) 谷口委員。
- ○委員(谷口整) 確かに、道路法の24条、占用許可、それも私は存じております。 そんな中でまず、現況は、人は通っていない、木が繁茂している、こんな法定外公共物 里道です、たくさんあるのはそのとおりなんです。がしかし、先ほども申しましたよう に、町道がかぶっている、当然一般の里道よりも町道がかぶっている法定外公共物につ いては、それなりの管理を町がしないといけないんですよ。そこで、実際使われていな いから木が生えていたからどこにあるか分からんかった。だから、木を切られてちゃん としたら確定しましょうって何を基に確定するんですか。その位置をどうやってそれを 復元するんですか。
- ○委員長 (藤本英樹) 星野政策監。
- ○都市整備政策監(星野欽也) 道路が十分管理できていないということは確かに道路管 理者としては、委員ご指摘のとおり全くもって申し訳ないことだと思います。
 - 一定木が伐採されたらということではございますけれども、一定木が伐採されれば一 定現地形が分かってきますんで、その中で地権者と確認の上、その境界を確定していく ということしか申し訳ないんですが、やりようがなかったということでございます。

- ○委員長(藤本英樹) 谷口委員。
- ○委員(谷口整) 確かに木が生えているところだから分からん、それはよう分かります。木を切った段階で、山の道の形状を基にここやという確定をするのが当たり前、それはよう理解しています。もう既にそこに土が入って、どこがどうなっているか分からん中で、ちょっとやり方が遅いん違うかな。だから、早々にでもそれはきちっと、まずは確定をして、その後、次にそれが違う形になったときに復元すればいいんで、ちょっとやり方が遅いのかなということで疑問に感じたということなんです。

先般の質問では、質問者もそれ以上のことは言われていなかったので、それでいいのかなという疑問があったということですので、今後、これがいろんな形で里道、法定外公共物、山の中にある分が開発が進んでくれば、そういうことが出てくるんですね、今後も。だから、私が言いたいのは、そこはやっぱりきちっと現況は木が生えていてできない、分からない、ならば木を切った段階ですぐに境界の確定だけはしておく、それであと復元するというやり方を取ってほしいなと思うんです。

道路法の24条の専用許可、軽易な変更、それはもう解釈によってはそういうことであろうし、また違う解釈でもできると思うんですけれども、やっぱりそこは町の財産を管理しているという姿勢をやっぱり示していただかないと、今こういうような事件が起こって町の信頼が失墜しているという状況の中で、その辺りはそういうことも含めてきちっとやっていただきたいということを申し上げたかったんで、質問者はこの間の一般質問のそれで納得されてそれ以上追及されていなかったんで、私はそれ以上のことを言うつもりもありませんが、しかしそこはきちっとやっていただきたい。

今後、やはりいろんなことを町民にそういう目で見られるわけです、こういうようなことがあったらなおさら。だから、先ほどの入札も遅らせるということを言われましたけれども、その前にやっぱり今の状況の中でもやり切る努力はしてほしいということがあったんで、先ほどそれも申し上げたんです。そのことによっていろんなことに影響が出てくる、それはもうそのとおりです。けれども、そんなに口で簡単に言うほど住民の皆さんの信用を回復することって簡単なことではないです。私らも一昨日以降いろんな声を聞いています。そんな中、いろんなことを含めて、もう少しきちっと目に見える形でいろいろやっていただきたい、そのことを申し上げたかったんで、それはそれで結構です。

○委員長(藤本英樹) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(藤本英樹) ないようですので、建設環境課所管の質疑を終了いたします。 次に、まちづくり推進課所管について説明を求めます。下岡事務代理。
- ○まちづくり推進課長事務代理兼まちづくり推進課課長補佐(下岡浩喜) それでは、第 3四半期、まちづくり推進課分の事業執行状況についてご説明申し上げます。

まず、事業ナンバー1番、「ハートのまち」移住定住プロモーション事業費、これは 第2期地域創生総合戦略に掲げます移住定住対策の事業となっています。上から「うじ たわらいく」移住定住ポータルサイト等によるPRということで12月5日に府主催の セミナーへオンラインで参画しております。

次に、移住者発信支援に向けた取り組みとしまして、これはSNS発信のスキルアップ講座を予定しておりましたが、現在、コロナ禍で未実施となっております。

3つ目「ハートのまち」商品開発補助金、これは「ハートのまち」の発信につながる 商品開発に対する補助金でありまして、対象経費の4分の3、上限15万円を交付させ ていただくものでありますが、現在1件の申請を受け付けております。

4番目、町内在勤者へのアプローチの出前講座につきましては、これもコロナ禍の中で未実施となっております。

一番下ですけれども、コロナに負けないオンライン等プロモーション事業ということで、映像媒体での発信ということで、現在キャスティングとロケハンについての調整中です。

事業番号2番のほう、「ハートのまち」移住定住奨励金につきましては、移住定住を希望される子育で世代など、Iターン、Uターンなどの方を対象とした制度でありまして、今年度4月1日に制度拡充をいたしまして、町内の定住促進にも制度を広げております。現在の実績としましては、9世帯32人に対しまして、225万円の交付を決定しておりまして、うち移住、いわゆるIターン、Uターンに当たるものが4世帯10人、町内での定住、これが拡充分になりますが、5世帯22人となっております。

3番目、空家等総合対策事業費につきましては、一番上は空家対策協議会(法定協) の開催につきましては、状況報告のみを書面会議で開催しております。

2つ目の移住希望者によるお試し住宅への入居につきましては、9月から11月までの入居がありまして、現在12月から3カ月間の新入居者が決定しております。

3番目、空き家バンク掲載物件の掘り起こしにつきましては、これまでは個別勧奨を 行ってきましたが、この11月下旬には全区長を訪問いたしましてスクリーニングをや っております。管理不全空家等除却支援事業補助金につきましては、随時受付しており ますが、これにつきましては11月26日現在2件を受付しておりまして、127万6,000円の交付を予定しております。

4番目、公共交通利用推進事業費につきましては、一番上ですけれども、地域公共交通会議におきましては、宇治田原町における公共交通の方針についての中で町営バスとそれを補完する公共交通についての検討を行っております。12月21日に第11回地域公共交通会議を開催する予定です。

3番目のところですが、町営バスの車両更新、町営バスの「なごみ号」につきまして、新たな車両を納車させていただきました。10月23日のことです。旧なごみ号(日野ポンチョ)につきましては、オークションにかけまして、12月1日、231万円で落札されております。12月7日、契約しております。

その下の利用促進対策につきましては、緑苑坂地区に係ります路線バス利用補助券の補助を行っております。路線バス補助券の交付につきましては、現在のところ134人、大人129人、子ども5人となっています。デコレーション車両ということで、先般11月28日土曜日ですが、子育て支援センターの利用者の親子の方々にご協力いただき、新しい「なごみ号」を飾りつけしております。

一番下ですけれども、路線バスの補助に対しまして、奥山田地区への延伸に対する補助をしておりますが、当初11月29日までの事業運行期間でしたが、DMOが運行します宇治やんたんライナーの運行と合わせまして12月13日まで延長されております。

1ページめくっていただきまして3ページですが、事業番号5番、宇治田原山手線整備促進住民会議助成金につきまして、これは住民会議へ助成金を補助するものですが、住民会議では10月2日京都府知事への要望活動をしていただいています。例年行っています啓発活動については、コロナ禍の中で見合わせております。

6番目、宇治田原山手線整備事業費につきましては、上のラインが工事委託(山手北分)、これにつきましては、緑苑坂から以北の1.2kmに関しまして、ネクスコの新名神高速道路の工事用道路として利用いただくために整備しているもので、工事委託をさせていただいております。下のほうですけれども、工事委託(新市街地分)とありますのは、庁舎の南側の山手線約0.5kmに関しまして、京都府へ工事委託すべく1億6,810万円で府に委託しております。現在、京都府のほうでは工事の発注がなされまして、その工期は令和2年11月13日から令和3年3月25日までの予定で実施されておりまして、現在の工事の中にはアスファルト舗装工を除く上層路盤工までの工事が入っております。

次に、事業番号7番、新市街地都市公園整備事業費につきまして、これは庁舎の東側にございます宇治田原中央公園を整備するための工事を2件発注しております。その1工事は7月に契約いたしまして、12月中の完了を目指して工事中です。その2工事のほうは、10月1日に契約いたしまして、3月中の完成を目処に工事に取り組んでおります。以上です。

- ○委員長(藤本英樹) 説明が終わりました。これより質疑を行います。 質疑のある方は挙手願います。原田委員。
- ○委員(原田周一) 1点だけちょっとお聞きいたします。

最後の新市街地都市公園整備事業、これなんですけれども、過去に公園というのは、防災のそういうような地区にもなるということで、仮設住宅とかそういうのを建てた場合に土壌がしっかりしているのかというようなことで、過去に私一般質問させてもうたことがあるんです。途中、場所が違うかも分かりませんけれども、杭が足りなかったとかいうようなことがあって、この上に別に建物が建ついう、すぐにいうことはないんですけれども、大規模災害のときに、避難所としての機能で、そういったときに仮設住宅なんかを仮に建てるときにかなり大きな重機が入ってくると。そういったときも土壌がしっかりしているのかと、地盤が、いう質問をさせていただいて、そのときに改良とか何とかということも施すということやったんですけれども、造成工事、そういったことをなされているんでしょうか。

- ○委員長(藤本英樹) 星野政策監。
- ○都市整備政策監(星野欽也) 造成時に地盤強度を上げる等の工事は実施しておりません。ただ、実際に今も重機がどんどん入りながら工事をしているんで、工事をする段においては、支障のない程度の硬さはあるということでございます。

また、仮設住宅を建てるか、建てないかというのはまだあるとは思いますけれども、 基本的に、仮設住宅というのは平屋建てでございまして、そう大きな荷重がかかるもの ではないんで、一定の強度は今の状況から見るとあるというふうには考えています。以 上でございます。

- ○委員長(藤本英樹) 原田委員。
- ○委員(原田周一) どれぐらい建てるとか、いろんなことはあると思うんですけれども、 その前に、私が質問でもしたのは、建てるために相当大きな重機も入ってくるんじゃな いかというようなことを含めての話をしていたが、一応、今のところは大丈夫やという ふうに考えているという理解でいいですね。

- ○委員長(藤本英樹) 星野政策監。
- ○都市整備政策監(星野欽也) それで結構でございます。
- ○委員長(藤本英樹) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようですので、まちづくり推進課所管の質疑を終了いたします。

次に、産業観光課所管について説明を求めます。木原産業観光課長。

○産業観光課長(木原浩一) それでは、産業観光課の第3四半期事業執行状況について ご説明申し上げます。

まず、1番目のハートのまちのブランド米調査研究事業費でございます。これにつきましては、12月の上旬に協議会を設立し、その中でどういう形でやっていくかということで、ハート米の袋の制作とか、利用方法の検討、そして作っておられる農家の方に学校給食に向けての生産検討ということで面積を増やすということで、その中で協議をしていただいて、今後そういう方向で進んでいきたいということを申し合せいたしました。

次に、木の駅プロジェクト調査研究事業費でございます。これにつきましては、1月 に今年度第2回の試行をし、山の中で今後の運営について話し合いをさせていただきた いと考えております。

次に、3番目の林道整備等事業費でございます。これは工事発注予定入札ということで、先ほど建設のほうでありましたとおり、これも延期ということで進めさせていただきたいと思います。

次に、4番目の森林経営管理事業費でございます。森林経営管理計画委託契約ということで、入札をし、契約を結びまして業務委託期間といたしまして令和3年11月下旬を予定としております。

次に、有害鳥獣対策事業費でございます。有害駆除委託ということで、宇治田原町猟友会のほうに駆除委託をお願いしております。今年度、今現在の駆除頭数ということで、イノシシが3頭、鹿が27頭、猿1頭、カラス3羽、アライグマ13頭、ハクビシン7頭という実績でございます。次に、猿の追い払いということで、これは野猿のほうを猿パト、またモンキードッグを連れて追い払いをしていただいております。その野猿の行動範囲につきましては、今現在、ホームページに掲載させていただいております。今後、週に2回の更新を進めてまいりたいと考えております。

次に、6番目のお茶の京都観光まちづくり推進事業費でございます。これにつきましては、おもてなし推進補助金随時申請受付ということで、これも今年のところを今コロナ禍の関係でイベント等がないということもあり、今のところ0件でありますが、今後オンラインでする作業が意外と増えてくるのではないかと期待しているところでございます。

次に、観光情報発信でございます。これにつきましては、SNS、ホームページ、パンフレット等で随時進めさせていただいております。

次に、未山・くつわ池自然公園事業費でございます。これは指定管理者による施設の 運営をしていただいております。それと、多目的広場の整備工事ということで、これは 平成24年に決壊した廃池のところを整備するということでございますが、12月の下 旬に入札を予定しておりましたが、これも延期ということでございます。

次に、5ページの8番目、休業要請対象事業者支援事業費でございます。これにつきましては、実績ベースで8番から13番までは5月から9月に向けての補正ということで、全部補正でございます。申請期間としては6月15日(月曜日)まで京都府の休業要請対象事業給付金の申請受付期間で申請されて、その方に今後宇治田原町から上乗せをしていくということでございます。実績としては25件、330万円というところでございます。

次に、9番目のがんばるまちの事業者・農業者支援事業費でございます。これについては、5月と9月に補正をいただいております。5月の補正分の実績といたしましては190件、1,008万円ということで、約68%の実績でございます。9月補正の同事業でございますが、これは5月補正に乗らなかった業種、製造業、建設業、サービスその他ということで募集を行いました。実績としては36件、301万円ということで、46.3%の実績となっております。

次に、10番目の宇治田原まちの元気な企業応援事業費でございます。これにつきましては、年間申請を受けている中で新たにコロナ対策として創設いたしまして、今現在9件の申請がございます。

次に、11番目のまちを元気にするプレミアム商品券発行事業費でございます。これにつきましては、予約販売の引き換え期間ということで8月2日から7日まで、この時点で2,379冊が販売されており、その後一般販売開始ということで、8月24日から29日までで5,000冊全部完売したというところでございます。利用期間につきましては、令和3年の1月31日までということでございます。

次に、高収益作物次期作支援事業ということで、これは農家向けの事業でございまして、11月2日に3回目の説明会ということで、1回目が7月31日、2回目が8月28日に申請の説明会をさせていただいています。これに対しましては、今、国の事業の申請ということでございます。今、事業費として大体76%ほど上がってきております。

次に、13番目のオンライン観光プロモーション事業費ということで、事業者の募集は10月上旬に行われ、10月中旬に公募プロポーザルを実施していただいて、今現在、冊子、電子冊子、動画作成ということで委託をして進めさせていただいております。以上でございます。

- ○委員長(藤本英樹) 説明が終わりました。これより質疑を行います。 質疑のある方は挙手願います。ございませんか。谷口委員。
- ○委員長(藤本英樹) 谷口委員。
- ○委員(谷口整) まず、ハートのまちのブランド米調査研究事業、これは私、3年ほど前にハートの町のハート米という名前で提案させていただいた事業で、ようやくこの12月に協議会設立に至ったということなんですけれども、従前からも申し上げていますように、お米は1年サイクルでの話なんで、今日言うてすぐにできる話じゃないですよね。だから、そんな中でいろいろとこの間、やってはもらっているとは思うんですけれども、これもスピード感が乏しいなということを常々申し上げておるんですけれど、これは今後のスケジュールをどのように考えておられるかお聞きをいたします。
- ○委員長(藤本英樹) 木原課長。
- ○産業観光課長(木原浩一) この事業につきましては、まず今会員となっておられる方が若干名おられます。その会員数ではもうひとつ話が進まへんということで、専門的にやられている方、その人を含めて再度検討をするということでそこから始めて、まず会員を増やしてほしいと。

それとこちらからの提案としてさせていただいたのは、荒廃農地、これから荒れる手前の水田をそういう形でハート米とか学校給食に向けて増やしていただく方法はないかということなんですが、条件のいい水田を探してほしいと、農業委員会にいろんな相談もあり、作ってもらえへんかという相談がある中で、そういうところがあったらまたうちも紹介しますということで農家のほうにも勧めさせていただいておりますので、まず面積を増反していく学校給食に向けてということでしたら計画的に遊休農地を探してお互いに協議会の中で探して、それを進めるということで、まずそれを進めていきたいと

思います。

- ○委員長(藤本英樹) 谷口委員。
- ○委員(谷口 整) 3年前から同じ話をこれしているんですけれども、学校給食を本町の生産米でというのもそのとき合わせて提案をさせてもらいました。年間の学校給食の米の使用量から割り戻すと、4へクター、5へクターの水田があればこと足りるという当時の試算があったように思っております。

今どんどんと農業の担い手不足で優良農地の荒廃が進んでおります。そんな中で、そ のときも優良農地保全、また荒廃化させないために、これは一石二鳥の話だからどうや という話をしてきて、やっと今、先ほど申しましたように協議会設立に至ったんですけ れども、まだその当時と同じ話で言われとるんで、もうちょっとスピード感を持ってこ れもやっていただきたいなと思うんです。特に学校給食、安全のこともあるんで、いろ いろと検証なりしていかなん部分があるのはよう分かりますけれども、あとハートのま ちのハート米という、私は勝手につけた名前で言うてましたけれども、今非常にふるさ と納税が企画の職員さんが頑張っていただいて、倍々で昨年1億、そこまで来てるんで すよ。それに比べて、ハートの町のハート米等活用すれば、さらにそれも増やしていけ る条件になるいうこともこの間申し上げてきました。本当にこれ、やる気があるんやっ たら、もうちょっとスピード感を持ってやっていただきたい。だから、もうそれ以上聞 いても、同じ答えしか返らへんと思いますんで、また次のときに同じことを言わんよう なことのないようにだけはしっかりとやっていただきたい。そのことは申しておきます。 次に、有害鳥獣、先ほど、今年の今の実績でイノシシ3頭、鹿27頭、猿1頭という ことでお答えがありましたけれども、これ、猟友会が駆除した数と設置している檻があ りますね、町が。そこに入っとって処分しただけとを引けば、猟友会はどれだけ駆除し ましたか。

- ○委員長(藤本英樹) 木原課長。
- ○産業観光課長(木原浩一) 前回の委員会でもちょっと申し上げましたが、今イノシシ に豚コレラが出ているということで、山へ犬を入れてくれるなと京都府からの指導がご ざいまして、今現在、ここにいるのはほぼ檻に入っているというやつを差し止めさせて いただいています。
- ○委員長(藤本英樹) 谷口委員。
- ○委員(谷口 整) 猟友会に委託をされているんですけれども、私は猟友会が有害鳥獣 の駆除で出動している姿を見たことがないんです。今、課長が申されたように町のほう

で設置している檻に入っているのを殺処分に来ていただいたり、町の職員さんが来て殺処分したりしているのは見かけております。実際のところ、豚コレラ云々で山へ入ってくれるなという京都府の指導があるか知りませんけれども、豚コレラが発生する以前からも、私とこ奥山田は、山だらけで非常にたくさん有害鳥獣が出ておって困っているんですけれども、鉄砲の鳴った音はほぼ聞いたことがないんです、以前から。やっぱりこれは、もうちょっと有害鳥獣の対策、猟友会への委託の方法も含めてしっかりやっていただかないと、年々鹿が増えているというのは、もう生活体験の中で実感しています。

逆に、猿は奥山田のケースをいえば、檻等にかかってかなり減らしてきてもらっているんで、なんか数頭の小さな小家族的なグループしか奥山田にはおりません。だから、非常に被害も減っております。奥山田と違うもう一つの湯屋谷からこちら側にいてるグループがかなり勢力増えているというか、あちこち荒らし回っている話も聞いていますんで、いずれ奥山田のテリトリーに入ってくる、これは競争相手がおらんかったら、代わりが来るのはもう自然界では当たり前なんで、そんな状況にも恐らく近い将来なると思うんですけれども、もうちょっと有害鳥獣の対策についても真剣に考えてもらいたい、これはもう住民の皆さんの切実な思いなんです。

特に鹿対策、イノシシはおかげさんでといったら語弊ありますけれども、豚コレラの影響か何か知りませんが、奥山田に関しては、今年の秋なんかもほとんどイノシシの被害が出ていませんし、イノシシが出没している足跡等そんなんも見る機会が非常に減っています。これは豚コレラのいい意味での副作用というんですか、ちょっと表現が非常に微妙な言い方をしておりますけれども、やはり鹿がいたるところで車にぶつかった、また国道で轢かれて死んどる姿を見ますし、話も聞きます。ここは本当にもうちょっといろんなやり方云々真剣にやってください。

それと、もう1点、モンキードッグ、これについても数年前に提案させていただいて、 今年度から試行的にやっていただいております。3人の方が協力をしていただいており ますけれども、これについても犬を放してするにはいろいろ課題がある、これも3年前 から申しております。それらの整理ができていないから、いまだに犬を放して猿を追う ということができていない。このことによって、3人のうちの1人の方は既に大分協力 することに嫌気を差しておられるようなことも聞いていますけれども、ここらの辺りは どうなんでしょうか。

- ○委員長(藤本英樹) 木原課長。
- ○産業観光課長(木原浩一) ただいまのご質問ですが、今、3名の方に出役いただいて

おります。そうしまして、今後、放せる状態の犬の教育を受けるという形で進む方向で ということで、今3名の方と話をさせていただいているところでございます。

- ○委員長(藤本英樹) 谷口委員。
- ○委員(谷口 整) そういうことがあるんで、3年前からそういう周りの環境の整備をしてもらって、犬を飼っておられる方が、例えば人畜に危害を及ぼしたときの保険に1回入るとかそういうことをしてもらわへんと、協力していただく方も協力できひんやろということも申し上げてきましたけれども、これも先ほどのハートのまちのブランド米と一緒で、やっぱりもう少しスピード感を持ってやっていただきたい、そのことだけは強く求めておきます。以上です。
- ○委員長(藤本英樹) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(藤本英樹) ないようですので、産業観光課所管の質疑を終了いたします。 次に、上下水道課所管について説明を求めます。垣内建設事業担当理事事務代理兼上 下水道課長。
- ○建設事業担当理事事務代理兼上下水道課長(垣内清文) それでは、上下水道課所管に ついての執行状況をご説明申し上げます。

まず1番、宇治田原のおいしい水道水PR事業費でございますが、これにつきましては、先立って9月に起こりました水道水への漏えいと思われる水の異臭味の関係がございましたので、我々が初めに思っておりました地下水を利用した水道水が、宇治田原町の水が非常においしいというふうに言っていただいておるので、これを何とかPRしながら、移住定住や、宇治田原のよさをアピールしていきたいということへのPR事業として考えておりましたが、残念ながら水の臭いが、それから味がということになりましたので、一旦このPR事業については見送りをさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

2番目、急速ろ過機改良事業費でございます。これは郷之口にあります宇治田原町の 初めに造りました浄水場がございます。こちらのほうの浄水場のろ過機が非常に老朽化 をしておりますので、この老朽したろ過機の改良工事でございます。施工完了時期は来 年の6月を予定しております。

それから、湯屋谷配水管更新事業費でございます。こちらは湯屋谷地内は石綿セメント管がまだありまして、これも老朽管による漏水が非常に多いというところで、昨年度から中谷をし、今年度につきましては、塩谷を中心にやっていきたいというふうに考え

ています。これも3月までの完了予定でございますが、既に工事地元のほうには説明に 上がり、スケジュール感としましては、1月、2月ぐらいまでには完了したいというふ うに考えております。

4番目、公共下水道(管渠)整備事業費でございます。こちら、公共下水道事業としまして、今現在、工業団地、禅定寺のほうで舗装本復旧工事を鋭意行っておりまして、工業団地内での面整備工事も進めておるところでございます。また、立川面整備工事発注予定とありますが、これも先ほどから申し上げていますように、一旦この発注については見送り、中止といたしたいと考えております。

それから、5番、遠方監視装置改良事業費でございます。これは既に繰り越し事業でもう7月に終わっておりますが、宇治田原町の水道全体の機械、それから設備関係を監視する装置を設置する事業でございます。以上でございます。

- ○委員長(藤本英樹) 説明が終わりました。これより質疑を行います。 質疑のある方は挙手願います。ございませんか。谷口委員。
- ○委員(谷口整) 水道については、いろいろと頑張っていただいているんで、あまり特に申し上げることはないんですけれども、1点だけちょっと気になること。先ほども水道の異臭の話、ちょっと触れられましたけれども、その後、JAのほうからスタンドのタンクから漏れたというような内容の文書が町のほうに来たという話を伺っておりますけれども、その後、JAとの話はどういうふうになっているんでしょうか。
- ○委員長(藤本英樹) 垣内事務代理。
- ○建設事業担当理事事務代理兼上下水道課長(垣内清文) いわゆる異臭味の関係の原因 としてガソリンスタンドからのガソリンの漏えいがあったということをJA全農さんの ほうから発表されまして、我々はそれを受けまして、恐らくこれが地下水への臭いの原 因であったであろうと、これもあくまでも確定はできないので曖昧な表現にさせていた だきますけれども、その後、全農さんとの協議の中では、今現在、ハイオクのほうが使えていない状況だということです。ハイオクのタンクが小さいピンホールが空いていた 関係で漏れていたということで、これを12月の半ばまでには完全に廃止をすると。実際には、今もう中にガソリンは入っておりませんので漏れることはまずないんですけれ ども、廃止するというのは埋めて廃棄をするという形のように聞いています。

その後、ほかのタンクにも影響がないかというのを再調査をしたいというふうに我々のほうからもお願いしておりますので、それについての調査時期がもうしばらくかかるというふうに伺っておりますので、その調査結果をまた再度受けた後に立川浄水場の取

水井、いわゆる井戸水を再開できるようにしていきたいと。私どもとしましても、その井戸が再開できるまでの間、しばらく臨時採水をしまして、定期的に水の調査をしております。これはホームページにも掲載させてもうておりますので、その辺はまた住民の皆さんの目に触れることになっていると思います。

実際にかかった費用とかも J A さんのほうとも協議をしておりますが、まだ最終のお答えをいただいておらない状況でございます。

- ○委員長(藤本英樹) 谷口委員。
- ○委員(谷口整) 今言われたように、今日からですか、何かJAのほうで2日間ほど スタンドを閉められていますね。恐らくそのピンホールを埋めて、次の8タンクあるうちの1つをハイオクは閉める。それで、代わりのところにまたハイオクを入れて使うということで動かされるようには聞いておるんですけれども、確かに水には名前が書いていないんでどこから来た水やということはある程度の推定はできても、なかなか言い切れない部分があるんで、非常に微妙な扱いをされていると思うんですが、先ほど申されましたように、かかった費用のそれなりの負担、JAのほうもするということも聞いていますし、町もそれは当然求めてもらわないかんと思うんですよ。

ただ、これも住民さんの声で出ているのは、あまりきついことを言うて、もうJAがスタンドを辞めますと言われれば、非常に生活に影響があると。確かにそうです。あそこのスタンドは非常によくはやっていて、多くの方が利用されています。あと1社町内にもありますけれども、やはりそんなことを心配される声もあるんで、そこはそれなりの応分の負担は求めていっていただくということでうまく話を今後も進めていっていただきたいなという思いがあるんですけれども、いかがでしょうか。

- ○委員長 (藤本英樹) 垣内事務代理。
- ○建設事業担当理事事務代理兼上下水道課長(垣内清文) まさに委員おっしゃられるとおり、町長、副町長と、それから全農さんのほうの責任のある方々と協議させていただいた場合にも、まず宇治田原町にガソリンスタンドがなくなることが、我々にとって、町づくりにとっても非常に、当然住民さんにとっても非常にこれは問題になりますと。ですから、撤退を前提の話をしているわけではございませんということは、まずもって申し上げております。ですから、今回の負担につきましても、委員ご想像があれかもしれませんけれども、かなり軟らかめに話もさせていただいておりますし、無理難題を申し上げているつもりは我々もございませんし、逆に、JA全農さんのほうも漏れていたという事実を発表もされましたんで、それについて、いわゆる宇治田原町への、それか

ら宇治田原住民さんにご迷惑をかけているというご認識をいただいておりますので、そ の辺りは紳士的に、それこそ事務的に進めていきたいなというふうに考えております。

- ○委員長(藤本英樹) 谷口委員。
- ○委員(谷口 整) 私の申し上げたかったのもそこです。JAは、非常に紳士的に、事 案があった早々にJAの状況も認めて町とも協議をされていますんで、まさに私の言い たかったのは、今の課長の答弁そのものだなということで、よろしくお願いをいたしま す。以上です。
- ○委員長(藤本英樹) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようですので、上下水道課所管の質疑を終了いたします。

以上でただいま出席の所管分に係ります第3四半期の事業執行状況についてを終了いたします。

日程第5、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まちづくり推進課所管の公共交通利用推進事業について説明を求めます。岡崎まちづくり推進課課長補佐。

○まちづくり推進課課長補佐(岡崎一男) それでは、私のほうから、先ほどの事業執行 状況の当課所管事項の4番に関連いたしまして、議会閉会期間中の取り組み報告として 公共交通利用推進事業に関連する内容の2つの内容を報告させていただきます。

資料のほうにございますように、1つ目、平成29年度以降、本町が道路運送法に基づき設置しております地域公共交通会議、こちらの通算第10回目、令和2年度の第1回目となります会議の内容についてが1番目でございます。開催日時のほうは、10月5日の月曜日の午後に開催いたしました。

裏面をご覧ください。

出席者、委員の方々、有識者、公共交通事業者、住民の皆様、それから交通関係行政 関係者等々で構成しておりまして10名の出席のもと、開催いたしました。

戻っていただきまして1ページのほうにお戻りください。

当日の協議事項なんですけれども、①から④番まで書いてございます。こちらの議題を協議をいただきました。その内容につきましては、令和3年度以降に検討を進めてまいる予定でございますこれまでの地域内の公共交通とは大きく方向性を転換する考え方となります今後の地域公共交通の方向性の検討案、それとそのための住民意識調査の内容についての協議をいただいたところでございます。

下のほうに会議の結果と書いてございますけれども、主に、先ほど申し上げました新しい地域公共交通の方向性について、基本的な方向をご承認いただいた上で、そのアンケートについては聞く内容についての詳細なご意見をいただきましたところでありまして、裏面のほうをご覧ください。

2つ目の町の公共交通についてのアンケートについての報告の内容になりますけれど も、先ほどの委員様の意見を漏れなく盛り込んだ上で10月に実施をさせていただいた ところでございます。

何度も申し訳ありません、1ページのほうに戻っていただきまして、当日の協議事項、 それから新しい公共交通の方向性、アンケートを含めて、順に簡単にご説明を申し上げ たいと思います。

まず、宇治田原町における公共交通の経過・現状という協議事項でございますが、 2枚めくっていただきまして、右肩に別添1と書いてございますこれまでの経過につい てという抜粋資料をご覧ください。

本町では、平成12年度に路線バスの廃止区間におきまして奥山田区と湯屋谷地区の地元の足として運行するコミュニティバス1ルートと、14年度以降、現在の町営バスに当たりますが、日常的な公共交通手段を確保するために高齢者及び障がい者等を対象として運行する福祉バス2ルート、この3ルートを運行しております。

少しめくっていただきまして、カラーの宇治田原町バス利用案内というものを挟ませていただいています。そちらの1ページ、2ページ開いていただいたところの路線図をご覧ください。

こちらの右上、紫の区間で書いてございますのが先ほど申し上げました平成12年度、当時京都京阪宇治交通です。路線バスの区間廃止に伴いまして、地元区の強いご意向を受けまして、奥山田区、湯屋谷区両区が運行し、町が補助する形で運行しておりますコミュニティバスです。維中前から湯屋谷の地区を入って茶屋村のほう、平日22便、休日18便という形で運行しておりまして、朝、夕はスクールバスの混乗という形で運行しております。

それから、左側、これは2の水色と黄色のところは、現在、誰でも乗れるという形で利用者制限を撤廃いたしました町営バス北ルート、南ルート、このルートを含みますと3ルートになります。こちらは、平成14年度に高齢者、障がい者及び就学前の児童を連れた保護者の日常的な交通手段として福祉バスという形で運行したものを前身といたしまして、平成29年度には利用制限を撤廃して、誰でも乗れる町営バスという名称に

変更いたしました。こちらは平日のみ運行しておりまして2ルート、各11便、13便 という形で運行しております。

これら3つのルートにつきまして、本町においては3台の車両を町が所有しておりまして、京都京阪バスさんのほうに運行委託をしているというのが現在の町内の地域公共 交通の状態でございます。

戻っていただきまして先ほどの別添1のほうの1ページをご覧ください。

先ほど、四半期状況報告の中にもございましたが、平成28年度、5年前に今後の地域公共交通の在り方を検討する検討委員会を設置させていただきまして、29年3月に宇治田原町における公共交通の方針として、真ん中四角で書いてございます5つの内容のご提言をいただいたところでございます。その後、下のほうに書いてございますように、先ほどご説明いたしました福祉バスの利用者制限の撤廃でありましたり、路線バス、町営バスの利用促進策として、ちょっとめくっていただきまして木製ハート型のバス停の設置や夏休みのイベント、また路線バス緑苑坂地域の利用料金割引、さきほどの四半期報告でもございましが、支援センター、子育て支援センターのほうと共催する形でのデコレーションバスといったような様々な利用促進策を進めてまいりました。

その他、町営バスとそれを補完する公共交通の検討、有料化の検討等を行ってまいり、 5番目の新庁舎へのアクセスの確保の検討は、昨年度に検討を済みまして、先ほどの町 営バス北ルート、南ルート全便のルート延伸乗り入れという形で対応させていただいて いるところでございます。

次に、戻っていただきまして、すみません、一番最初の1ページのほうなんですけれ ども、今後の新しい地域公共交通の方向性の検討案についての協議の内容でございます。 こちらにつきましては、別添3という形でつけさせていただいておりますアンケート の速報報告書のほうをちょっとご覧いただきますようお願いいたします。

こちらの報告書のほうですけれども、こちらに概要が書いてございますように、地域公共交通での会議の後、10月16日から10月30日までの間、町内の1,200世帯、およそ3世帯に1世帯に対して、世帯主の方に送らせていただきました。世帯の中の中学生以上の方が回答していただけるという形で調査をさせていただきまして、これは前回、平成28年度に在り方を検討した際と同じ形式でございます。前回は1,400世帯、今回は1,200世帯です。前回は平成28年の10月に行いました。今回、回収率のほうが637通ということで過半数を超える方からの回答をいただきました。これは近年の町のアンケートの中でもかなり回収率が高いほうに入ると考えてお

ります。ちなみに、前回のアンケートのほうは34.4%でございました。

なお、今回の資料につきましては、単純集計としての速報版でございますので、先ほど四半期報告のほうでございました12月21日の地域公共交通会議では、例えば年代でありますとか地域でありますとか、そういった回答者の方の属性に応じたクロスチェックとか自由記述の意見をまとめたような報告書を提出させていただく予定です。

少しとぶんですけれども、めくっていただきまして23ページをご覧ください。

こちらのほうが令和3年度以降に検討を進めてまいりたいと考えております本町の新 しい地域公共交通のイメージ図になります。23ページ、よろしいでしょうか。

上のほうに現在の町運行バスという模式図がございますが、先ほどバス利用案内というところでご説明させていただきましたように、町営バス2ルート、コミュニティバス1ルートの定時定路線の運行形態で町内の公共交通を賄っております。こちらのほうから、下の新しい公共交通の案でございますけれども、具体的には2つの運行形態を地域によりミックスした形での公共交通を進めてまいりたい。1つ目のほうが区域運行と申しまして、この模式図の中では緑の矢印に当たる部分でございますけれども、デマンド型予約制の乗り合いタクシーで町の中心部へドア・トゥ・ドアになるか、ドア・トゥ・停留所になるか、あるいは今の町営バスなりコミュニティバスの停留所でより地域に近いところに停留所を設けて、そこから停留所・トゥ・停留所になるのか、その辺りは今後また地域公共交通会議のほうで検討してまいりますが、そういう区域運行というのを1つ設けます。

そして、下の路線定期運行のほうですが、そちらのほうにつきましては、イメージといたしましては、現在3台車両を保有していると申し上げましたが、スクールバスにつきましては堅持しつつ、その空き車両の時間帯を使いまして、この図でいうところのピンクのところ、町の中心部を複数のバスでぐるぐる回ると、このピンクの図のほうはおおむね30分程度で回れる範囲を想定しておりますので、仮に2台で運行した場合、15分に1本来るような形になるというようなことをできないかという、この2つをミックスさせていきたいと考えております。ただ、先ほどの区域運行のほうも含めまして、基本的には応分の負担をいただく中で、そういった予約制のものも回していきたいというふうに今方向性として考えております。この背景といたしましては、先ほどの住民アンケートに先立ちまして、現在の町営バス、コミュニティバスの実際に延べ人数のほうが大体町営バスが1万5,000人ほど、年間。コミュニティバスが1万人ほどいらっしゃるんですけれども、実人数は一体どれぐらい乗っていらっしゃるのかということを

9月7日から9月25日、運転手さんのご協力をいただきまして概数ではございますが、 実数調査をさせていただきました。そうしましたところ、3ルート、3週間において、 おおむね90人の方が乗られていた。90人が多いか少ないかというところはご判断で ございますけれども、90人の方しか乗られていないところが実質ございます。そういった方々に、この区域運行と路線定期運行をミックスする形での新しい公共交通を提供 することによりまして、目的としては、1つには主な公共交通機関が民間事業者による 路線バスしかない本町におきましては、他の都市部の市町村とは異なりまして、路線バス事業者や他のタクシー事業者等の民業圧迫の視点というのは少し異なってまいるという部分がございます。そういう中で、現状の地域内の公共交通よりも少しでも利用者を 増加したい。また、バス停に遠い方は乗れないが、近い人は乗りやすいというような今の状態からできるだけ公平性のある地域内公共交通を構築したい。最終目的といたしましては、路線バスをきちんと維持、守っていきたいと、路線バスへの乗り継ぎを便利に して、路線バスが撤退することのないように進めてまいりたい。その大きな目的のもと、 進めていきたいというふうに考えております。

先ほどの調査表のほうに戻らせていただき、23ページの下のほうに、このイメージ 図をお見せした上で、新しい公共交通についてどのように思われますかという質問設け させていただきました。

別添3の1ページまでちょっとお戻りください。

調査の概要というふうに書いてございます。普段の外出でありますとか、休日には例えばどこのスーパーのほうにどうやって行ってはるかとかという普段の外出でありますとか路線バスの利用実態でありますとか、先ほどの町営バス、コミュニティバスの利用実態というところも聞かせていただいた項目がございますが、一番下の今後の公共交通について、このアイデアについてどう思うかというところ、こちらにつきましては、「いいと思う」、「よくないと思う」という設問の中では、「よくないと思う」の約4倍の方が「いいと思う」とご回答はいただいております。一方で「分からない」とお答えされた方も4倍いらっしゃる、当然この1枚だけの資料でそれを判断するというところは、私どものほうももちろん思ってございませんし、今後、そういったところの丁寧な説明はしていく必要があると考えておりますけれども、そういったところのアンケート結果も踏まえまして、今後、地域公共交通会議のほうでも検討いただきながら進めてまいりたいと。

1ページに戻らせていただきますと、別添2という右肩に書いてございます今後のス

ケジュールの1枚ものがございます。

こちらのスケジュールにございますように、今年度やってきたことと来年度以降、新しい公共交通導入に向けてのスケジュールを簡単に模式したものでございます。一番下の地域公共交通会議のほうは、先ほど申し上げましたように、第10回、10月5日、第11回を12月21日に開催いたします。先ほどの新しい公共交通の導入に向けた取り組みにつきましては、実証実験という形で道路運送法に基づく実験をしながら令和4年度からの開始を目途に進めてまいりたいと考えておりますが、令和4年度当初から直ちにできる形にできるのか、実証実験が果たして数カ月で大丈夫なのかのあたりも今後、地域公共交通会議のほうにご意見をいただきながら進めてまりいたいと考えております。以上で簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

- ○委員長(藤本英樹) 説明が終わりました。これより質疑を行います。 質疑のある方は挙手願います。原田委員。
- ○委員(原田周一) 今、新しい公共交通ということで検討されているんですが、この 23ページのところで説明があったデマンドにしろ乗り合いタクシー、こういったイメージとしてはこういう方向にはなると思うんですが、ここの中に、2番目に運賃は定まったものではありません、これはいいです。具体的料金は、いわゆる交通弱者云々いうことになっていますけれども、これは以前、私のほうで視察に行ったときにもこういところを見てきているんですが、高齢者見守りというような観点から、私が行った地域では、そのときは社会福祉協議会みたいなものが窓口になっていて、それで予約の受付をしていると。それで、極端な話、どこどこで待っていると、迎えに行ったときに来ていない、来られない、そういったときには運転手からすぐに連絡が入って、別の方が本人の所在を確認しにいくというようなフォローまでされているようなことで以前見たことがあるんです。そういった意味では、これは例えばデマンドなんかでやると、直接タクシー会社なり、どこかに予約することになると思うんですけれども、そのあたりは総合的に福祉の観点とかというようなことでの検討というのはなかったんでしょうか。
- ○委員長(藤本英樹) 岡﨑補佐。
- ○まちづくり推進課課長補佐(岡崎一男) 今回の地域公共交通会議においては、そこまでの具体的な交通弱者の配慮、あるいは見守りについてというところまで議題にしたわけではございません。ただ、道路運送法に定める自家用有償運送の一つであります福祉有償運送、こちらのほうはうちのほうで福祉課が所管しておりますけれども、うちの町のほうでも、社会福祉協議会のほうが移送サービスという形で高齢者、障がい者の方の

登録制の運行をされておられます。私どもがこのデマンドの乗り合いタクシーのほうを研究するにあたりまして、もちろんこれから詳細を詰めていくんですけれども、先進地である久御山町のほうにお話もお聞かせいただきましたけれども、利用者負担に関していいますと、例えば障がい者、高齢者、就学前の方には、福祉部局のほうが無料パスを出すような形の仕組みを今年度から始められるという話も取り組んでおられます。そういったところをこれからちょっと総合的に検討を進めてまいりたいと思いますし、予算の内容も含めまして、議会のほうにもご相談させていただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○委員長(藤本英樹) 原田委員。
- ○委員(原田周一) ぜひ、今後、宇治田原町でもどんどん高齢化が進んでいって、免許 証の返納いうことも進んでいくと思うんです。そういった中では、ぜひそういった方向 での観点も含めて検討を実施する前にお願いしたいというふうに、それだけ要望してお きます。
- ○委員長(藤本英樹) ほかにございませんか。谷口委員。
- ○委員(谷口 整) 今、第10回の地域公共交通会議の報告ですか。それで、令和4年度に向けて、新たな交通のシステムを検討していくということでご報告をいただいて、今後、コミュバスなり町営バスの運行の方法を変える、コミュバスについてはもう無くすというようなことで検討されているようなんですけれども、今の報告を受けて、何点か私の気づいたことだけ申し上げておきます。

今、原田委員のほうからもありましたように、高齢化が進む中でデマンド方式、これは非常にいいやり方だなと思うんですよ。それもドア・トゥ・ドアになるか、停留所・トゥ・停留所になるか、ちょっとそこはということやったんですけれども、せっかくデマンドタクシーを活用するならば、これはやっぱりドア・トゥ・ドアで検討していただくべきだろうなと、将来のことも考えて。それは意見として申し上げておきます。

次に、今、町営バスが運行されている地域、禅定寺から奥山田もコミュバスも一部町営バスということで、区の負担を外している部分もありますよね。だから、町営バスが運行されて、今無料で住民さんはお使いになっている。今度は、デマンドタクシー方式で維中前から先はタクシー、これがワンコインになるんか、料金は幾らになるか分かりませんけれども、タクシーを活用する幾らかの負担は出てくる。ところが、町内15分間隔で回る町営バスは、これは無料ですか。まず、1点確認します。

○委員長(藤本英樹) 岡﨑補佐。

- ○まちづくり推進課課長補佐(岡崎一男) 今回のアンケートの中及び地域公共交通会議のほうでは、ここのアンケートに書いてございますように、真ん中のループバスは無料というふうに書いてございますが、地域公共交通会議の中でもこの赤い区間と緑の区間の利用者の違いといいますか、具体的な利用層が見えない、あるいは公平性というところについてもご意見があったところでございます。ただ、そのあたりももちろんこれから検討なんですけれども、過去に有料化の検討の際に、町営バスの有料化を行う場合に料金を徴収すると、運行委託経費が倍増以上するというような中身が出ておりますので、そこをもうちょっと財政面のところも協議の俎上には上がると思うんです。ただ、目的が公平性のある地域公共交通ということですので、そこは十分に踏まえて検討したいと思っております。
- ○委員長 (藤本英樹) 谷口委員。
- ○委員(谷口 整) 今、補佐が言われたように、まさに公平性の問題ですよね。それが 例えばシステムを改修することによって費用対効果が得られないと。だから無料なんで すと。がしかし、こちらは有料ですと。住民さんからそこの部分は見えてきませんよね。 だから、非常にそうなれば不公平感が出ると思うんですよ。そこらは十分に検討してい ただきたいなというふうに思っております。

そこで、有料の話で、今、維中前から奥山田の場合コミュニティバスが走っております。湯屋谷と奥山田の区で、ここで100万円余り負担をしています。その中で、現状の利用客を見れば、今年はコロナ禍で正寿院に行かれる方はコロナの関係で乗ってもらわないというふうにされているんで、コミュバスは地域の方だけです。正寿院に行かれる方は、維中前からタクシーで行かれます。その方々の扱いをここでどういうふうにされるかも非常に大きな課題だと思うんですよ。観光振興をうたうならば、同じようにワンコインで乗ってもらう。がしかし、そこにどんどんと町の負担を出している。大半がその方々で、今現状ですと、正寿院まで維中前から3,000円片道、タクシーで行きますと。大体4人、5人で乗られますけれども、それがワンコイン500円で乗れるならば、観光客の方はほとんどこれを使われるでしょう。だからそこらの公平性の部分を先ほどの町内の循環とデマンドとそこらのあたりは十分に恐らく検討はされると思うんですけれども、利用する住民の間からそういう不公平感の異論がないように、十分にそのあたりを検討していただきたいというふうに思います。

ちょっと今の報告を受けて気付いたのはそんなあたりかなと。また今度報告をいただく中であれば意見は申し上げさせていただきます。以上です。

- ○委員長(藤本英樹) ほかにございませんか。原田委員。
- ○委員(原田周一) すみません、ちょっと先ほど聞き漏らしたんですけれども、有料化 デマンドの話で、ちょっとお聞きしたいんですが、今現在、緑苑坂地区につきましては 補助という形で、これは公共交通との競合いうことで、今のところ無料バスは走ってい ないんです。今後、そこらも詳細を詰めていかれると思うんですけれども、今の話でデ マンドとか何とかやった場合に、そういった部分の緑苑坂地区現行の考え方いうのは競 合というところについては、どのようになっていくのか、ちょっとまだこれから検討す ると思うんですけれども、何かお考えがあればお聞きしたいと思うんですけれども。
- ○委員長(藤本英樹) 岡﨑補佐。
- ○まちづくり推進課課長補佐(岡崎一男) 基本的には、今、原田委員がおっしゃったとおりでして、路線バスとの競合という部分につきまして、そこは避けないといけない。 先ほど、私が申し上げました最終目的、路線バスを維持するためのものでもあるということから、そこはもちろんそうでございます。

現行のループバスのところにつきましては、その考え方を堅持して運行したいと考え ておりますので、ここも、ここもという話にもし仮になるとしても、一定のルールをき ちんと定めてそこの地域は限定してまいりたいというふうに今のところは考えておりま す。

- ○委員長 (藤本英樹) 山本副委員長。
- ○副委員長(山本 精) 1点だけお聞きしたいんですけれども、別添の3の24-1のところなんですけれども、2ページのところなんですけれども、町営バス、コミュニティバス、これのパーセンテージが出ているんですが、コミュニティバスについては、「よく利用する」、「たまに利用する」3.2%、基本的に分母はどういうふうな形で出されてるのかなと思ったんですけれども、例えばほとんどコミュニティバスについていえば、奥山田、湯屋谷の方は、乗られる方は大体ほとんどここで限定されていると思うんですけれども、そのような形でパーセンテージを出されているんでしょうか。それとも全体的な形で出されているのか、そこだけ聞きたいんですけれども。
- ○委員長(藤本英樹) 岡﨑課長補佐。
- ○まちづくり推進課課長補佐(岡崎一男) 冒頭に申し上げましたように、今回のアンケート報告書が速報という形でございまして、ご指摘のとおり総数に対してのパーセンテージですので、当然ながらコミュニティバスというのは、奥山田、湯屋谷両区が運営されているバスですので、このパーセンテージというのは全体で割っていますから、そこ

をちょっとだけを取って分析にはならないと考えております。クロスチェックの分析で、 地域別の分析もしてまいりますので、そのあたりは今後してまいります。

- ○委員長(藤本英樹) 山本副委員長。
- ○副委員長(山本 精) 分かりました。そこのところはきちっと調べてもらって、やっぱりコミュニティバスは必要やと言うのやったら、ただスクールバスだけに限定するということやなくて考えてほしいなと、先ほど言われたのは、スクールバスに限定するみたいなことを言われたんで、そこは考えてほしいなというふうに思いました。以上です。
- ○委員長(藤本英樹) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。 これで日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び第3四半期の 事業執行状況について並びに所管事項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何 かございましたら挙手願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 当局から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。 次に、日程第6、その他を議題といたします。

何かございましたら挙手を願います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 当局ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 事務局ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 皆さん、ないようですので、日程第6、その他についてを議題と いたします。何かございましたら挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようでございますので、当局から何かございませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 事務局から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようでございますんで、日程第6、その他についてを終了いたします。

本日は、付託議案 2 件、第 3 四半期の事業執行状況について、また各課所管事項報告等、多岐にわたっての審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことに、 御礼を申し上げます。また、町当局におかれましても詳細な説明、資料作成等、大変ご 苦労さまでございました。

第3四半期も終盤に差しかかり、残すところ3カ月になろうとしております。

また、委員会所管に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましては、今後においても遺漏のないよう重ねて要望しておきます。

1月の閉会中の委員会におきましては、第4四半期の執行状況の報告を願う予定としております。1月18日、午前10時から予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。どうも大変ご苦労様でございました。

閉 会 午後0時17分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 藤 本 英 樹